

太宰府市議会
基本条例の検証結果
(議会内部評価)

【評価対象年度：令和元年度・2年度】

令和3年9月

議会基本条例の検証結果（議会としての自己評価）【R1～R2年度】

【評価】の見方		A：できている。これまでどおり行う。 B：できている。ただし、改善が必要。 C：できていない。検討を要する。 D：できていない。条例改正が必要。 E：その他	
条	見出し	条 文	
—	(前文)	<p>太宰府市は、古代において政治・文化・交通の要衝の地であったことから、大宰府跡や大野城跡、水城跡をはじめとする多くの史跡が現存している。</p> <p>また、大勢の人が訪れる太宰府天満宮や九州国立博物館等も有しており、文教・観光のまちとして、さらには、福岡都市圏に位置し交通の利便性が高いことから、緑にめぐまれた住宅都市として発展してきた。</p> <p>このような二面性を持つ状況により、多様化した市民の期待に応えるとともに、地方分権により増大した市政の課題を解決するには、議員としての資質向上に努め、これまで以上に監視・調査・政策立案及び立法の機能強化に取り組む必要がある。</p> <p>また、同時に議会における自由闊達な議員間討議を進め、二代表制の下、選挙で選ばれた議員と市長が緊張感をもって議論し、その情報を広く発信するとともに市民参加の機会を増加することにより、市民に信頼される議会の実現を目指し、この条例を制定する。</p>	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない		第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—
条	見出し	条 文	
1条	目 的	<p>この条例は、太宰府市議会(以下「議会」という。)と太宰府市議会議員(以下「議員」という。)の役割及び活動原則に関する基本事項を定めることにより、議会運営を活性化するとともに市政における論点や課題等を明らかにし、太宰府市民(以下「市民」という。)の負託に応え、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。</p>	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない		第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—
条	見出し	条 文	
2条	議会の活動原則	<p>議会は、市民を代表する議員で構成される議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を目指すものとする。</p> <p>2 議会は、市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視し、評価するものとする。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見や要望を把握し、政策形成に適切に反映させるため、政策提言、政策立案等の機能強化に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。</p>	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B		<p>○新型コロナウイルス対策について議会として要望等をまとめ執行部に提出した。</p> <p>***意見書件数*** R1年：4件、R2年：2件</p>	<p>○政策提言、政策立案、条例提案について機能強化を図っていく。</p> <p>○市民により開かれた議会を目指し、見える化に努めていく。</p>
条	見出し	条 文	
3条	議長及び議員の活動原則	<p>議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 議員は、本会議及び委員会を通じて活発な意見発表に努めるものとする。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじるものとする。</p> <p>4 議員は、市民の多様な意見や要望を的確に把握することに努めるとともに、議論に反映することにより市民全体としての福祉向上を目指すものとする。</p> <p>5 議員は、議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めるものとする。</p> <p>6 議員は、自らの議会活動について、市民に対し説明する責任を果たすものとする。</p>	

評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない		第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—
条	見出し	条 文	
4条	情報発信及び広報広聴の充実	<p>議会は、その活動に関し積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならない。</p> <p>2 議会は、広報広聴の充実を図るため少なくとも年 1 回は、市民との意見交換会を開催するものとする。</p>	
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）	
B		<p>○議会広報に QR コード掲載した。</p> <p>○HPに「議会からのお知らせ」コーナーを追加掲載。</p> <p>○市公式LINEに議会開催情報を掲載。</p> <p>○R3年度から会議録検索システム導入予算を確保することができた。</p> <p>**議会だより発行実績** 各年とも年4回発行 (5/1・8/1・11/1・2/1号)</p> <p>**一般質問者数** R1年：49人、R2年：42人</p> <p>**意見交換会開催実績** 第6回【R1年】 ①全体 2会場、56名参加 ※託児2名利用 ②学生との意見交換会 27名参加</p> <p>第7回【R2年】常任委員会単位 総務文教 6名（文化協会） 環境厚生 20名（民生委員児童委員） 建設経済 10名（商工会青年部）</p>	
条	見出し	条 文	
5条	会議の公開及び制度の活用	<p>議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を公開するものとする。</p> <p>2 議会は、本会議又は委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の審議又は審査に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議又は審査においては請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとする。</p>	
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）	
B		<p>○意見陳述の個別要望はなかった。</p> <p>○参考人制度、公聴会制度の活用案件はなかった。</p> <p>○R2.12 から議案書を HP にて公開した。</p> <p>○常任委員会のライブ配信を検討した。</p> <p>**請願件数** R1年度：0件、R2年度：0件</p> <p>**傍聴者数（委員会を含む）** R1年度：311人、R2年度：163人</p>	
条	見出し	条 文	
6条	議会及び議	議会は、市長及び執行機関の長(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、	

	員と市長等との関係	<p>市政の監視及び評価を行うものとする。</p> <p>2 議員が行う代表質問及び一般質問は、市政上の論点及び課題を明確にするため一問一答方式で行うものとする。</p> <p>3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対し議長又は委員長長の許可を得て反問することができるものとする。</p> <p>4 議会は、会期中又は閉会中に関わらず、市長等に文書により質問ができる。この場合、文書により回答を求めるものとする。</p>
	評 価	<p>取 組 み 状 況</p> <p>課 題 (必要な取り組み)</p>
	B	<p>○R1年3月定例会から会派代表質問の内容について会派間調整を開始。</p> <p>○R1年6月定例会から個人質問の内容について議員間における質問調整のため議員控室に全通告書を配架した。</p> <p>○閉会中に市長へ文書により質問を行い、文書による回答を得た。</p> <p>***議案(議案番号)審議件数*** R1年:92件、R2年:70件</p> <p>***一般質問者数*** R1年:49人、R2年:42人</p> <p>***予算決算資料要求件数*** R1年:57件、R2年:63件</p> <p>***その他資料要求件数*** R1年:9件、R2年:1件</p>
条	見出し	条 文
7条	政策形成過程の説明	<p>議会は、市長から政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案された時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 他の政策との比較検討</p> <p>(3) 市民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 総合計画における根拠又は位置づけ</p> <p>(5) 関係法令及び条例</p> <p>(6) 政策等に係る財政措置</p> <p>(7) 将来にわたる効果及び費用</p>
	評 価	<p>取 組 み 状 況</p> <p>課 題 (必要な取り組み)</p>
	B	<p>○議会連絡会を設置し、説明を求める機会を増やした。</p> <p>○常任委員会による所管事務調査を強化するなどの方法を検討していく。</p> <p>○議案説明のタイミングは、適切な時期となるよう求めていく。</p>
条	見出し	条 文
8条	自由討議	<p>議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように会議を運営しなければならない。</p>
	評 価	<p>取 組 み 状 況</p> <p>課 題 (必要な取り組み)</p>
	C	<p>○本会議や常任委員会等の場で自由討議が十分に実施されていない。</p> <p>○討論は、活発に行っているものの自由討議については十分に活用できておらず、実施方法を再度検討する。</p>
条	見出し	条 文
9条	委員会の運	委員会の運営については、太宰府市議会委員会条例(昭和57年条例第19号)に定める

	営	ところによる。						
評 価		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>取り組み状況</td> <td>課題（必要な取り組み）</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td> <p>○常任委員会単位により関係団体と意見交換会を実施。（新型コロナウイルスの影響により全体開催が難しく、分散化した）</p> <p>**委員会の回数（特別委員会含む）**</p> <p>R1年度：54回、R2年度：49回</p> </td> <td>○今後とも委員会条例に基づき、委員会の運営を行う。</td> </tr> </table>		取り組み状況	課題（必要な取り組み）	A	<p>○常任委員会単位により関係団体と意見交換会を実施。（新型コロナウイルスの影響により全体開催が難しく、分散化した）</p> <p>**委員会の回数（特別委員会含む）**</p> <p>R1年度：54回、R2年度：49回</p>	○今後とも委員会条例に基づき、委員会の運営を行う。
	取り組み状況	課題（必要な取り組み）						
A	<p>○常任委員会単位により関係団体と意見交換会を実施。（新型コロナウイルスの影響により全体開催が難しく、分散化した）</p> <p>**委員会の回数（特別委員会含む）**</p> <p>R1年度：54回、R2年度：49回</p>	○今後とも委員会条例に基づき、委員会の運営を行う。						
条	見出し	条 文						
10 条	体制整備及び充実	<p>議会は、議会及び議員の政策立案能力及び条例提案能力を高めるため、次に掲げる事項について体制整備及び充実強化を図るものとする。</p> <p>(1) 議員研修の充実強化に関すること。</p> <p>(2) 広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催すること。</p> <p>(3) 議会事務局における適正な人員の確保を求め、調査機能及び法制審査機能を積極的に強化すること。</p> <p>(4) 議会図書室の図書の充実に関すること。</p>						
評 価		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>取り組み状況</td> <td>課題（必要な取り組み）</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td> <p>○議員控室内の議会図書棚を整理整頓した。</p> <p>○議員人権・同和問題研修を実施した。</p> <p>○監査委員を招いて研修会を実施した。</p> </td> <td> <p>○議会図書コーナーの更なる充実を図る。</p> <p>○幅広い議員研修の充実を図る。</p> </td> </tr> </table>		取り組み状況	課題（必要な取り組み）	B	<p>○議員控室内の議会図書棚を整理整頓した。</p> <p>○議員人権・同和問題研修を実施した。</p> <p>○監査委員を招いて研修会を実施した。</p>	<p>○議会図書コーナーの更なる充実を図る。</p> <p>○幅広い議員研修の充実を図る。</p>
	取り組み状況	課題（必要な取り組み）						
B	<p>○議員控室内の議会図書棚を整理整頓した。</p> <p>○議員人権・同和問題研修を実施した。</p> <p>○監査委員を招いて研修会を実施した。</p>	<p>○議会図書コーナーの更なる充実を図る。</p> <p>○幅広い議員研修の充実を図る。</p>						
条	見出し	条 文						
11 条	災害時の対応	<p>議会は、災害時においても、議会機能を維持できるよう努めなければならない。</p> <p>2 災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。</p>						
評 価		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>取り組み状況</td> <td>課題（必要な取り組み）</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td> <p>○警報発令時に議会災害対策会議として情報共有を行った。</p> <p>○新型コロナウイルス対策議会連絡協議会を設置し、情報共有に努めた。</p> <p>○平時において防災専門官による防災研修会を開催した。</p> <p>○令和元年6月議会災害対応調査特別委員会を設置し、災害対応指針、BCP（業務継続計画）、対策会議要綱を作成した。</p> </td> <td>○新型コロナウイルスに対応した議会機能の維持について検証する。</td> </tr> </table>		取り組み状況	課題（必要な取り組み）	B	<p>○警報発令時に議会災害対策会議として情報共有を行った。</p> <p>○新型コロナウイルス対策議会連絡協議会を設置し、情報共有に努めた。</p> <p>○平時において防災専門官による防災研修会を開催した。</p> <p>○令和元年6月議会災害対応調査特別委員会を設置し、災害対応指針、BCP（業務継続計画）、対策会議要綱を作成した。</p>	○新型コロナウイルスに対応した議会機能の維持について検証する。
	取り組み状況	課題（必要な取り組み）						
B	<p>○警報発令時に議会災害対策会議として情報共有を行った。</p> <p>○新型コロナウイルス対策議会連絡協議会を設置し、情報共有に努めた。</p> <p>○平時において防災専門官による防災研修会を開催した。</p> <p>○令和元年6月議会災害対応調査特別委員会を設置し、災害対応指針、BCP（業務継続計画）、対策会議要綱を作成した。</p>	○新型コロナウイルスに対応した議会機能の維持について検証する。						
条	見出し	条 文						
12 条	政治倫理	<p>議員は、太宰府市議会議員政治倫理条例（平成29年条例第23号）を順守し、市民の代表としての責任を常に自覚し、公私にわたり高い倫理性に基づき行動しなければならない。</p>						
評 価		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>取り組み状況</td> <td>課題（必要な取り組み）</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>R1年度：0回、R2年度：0回</td> <td>○今後とも議員として高い倫理性に基づき行動する。</td> </tr> </table>		取り組み状況	課題（必要な取り組み）	A	R1年度：0回、R2年度：0回	○今後とも議員として高い倫理性に基づき行動する。
	取り組み状況	課題（必要な取り組み）						
A	R1年度：0回、R2年度：0回	○今後とも議員として高い倫理性に基づき行動する。						
条	見出し	条 文						
13 条	政務活動費	<p>政務活動費は、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付については、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年条例第17号）に定めるところによる。</p>						
評 価		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>取り組み状況</td> <td>課題（必要な取り組み）</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>○視察、講習会等の報告書様式を統一化し、所感欄は参加者全員記入することとした。</td> <td> <p>○視察、講習会等の報告書を HP に公開することを検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス拡大防止に配慮した研修や視察の方法を検討していく。</p> </td> </tr> </table>		取り組み状況	課題（必要な取り組み）	B	○視察、講習会等の報告書様式を統一化し、所感欄は参加者全員記入することとした。	<p>○視察、講習会等の報告書を HP に公開することを検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス拡大防止に配慮した研修や視察の方法を検討していく。</p>
	取り組み状況	課題（必要な取り組み）						
B	○視察、講習会等の報告書様式を統一化し、所感欄は参加者全員記入することとした。	<p>○視察、講習会等の報告書を HP に公開することを検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス拡大防止に配慮した研修や視察の方法を検討していく。</p>						

条		条 文	
14 条	議員定数	<p>議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議員で構成する議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。</p> <p>2 議員定数は、太宰府市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 34 号)に定めるところによる。</p>	
評 価		取り組み状況	課題 (必要な取り組み)
A		○議員定数の増減についての議論は行っていない。	○人口規模に対する議員定数は全国的に見てもかなり少なく、条文主旨が達成されるものとなっているか検討が必要。
条	見出し	条 文	
15 条	議員報酬	<p>議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。</p> <p>2 議員報酬は、太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 44 年条例第 259 号)に定めるところによる。</p>	
評 価		取り組み状況	課題 (必要な取り組み)
評価対象としない		—	—
条	見出し	条 文	
16 条	条例の検証及び見直し手続	<p>議会は、議会運営委員会において必要に応じこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含む議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。</p>	
評 価		取り組み状況	課題 (必要な取り組み)
A		○R2.12 災害時の議会对応に関する条文を追加し条例の一部改正を行った。	○新型コロナウイルスの影響により条例改正の必要性を検討。